



動物と人が快く共生するために

守るって飼育マナー

「犬のふん尿が放置されて迷惑している」、「近所の犬が吠えてうるさい、怖い」など、飼い主のマナーに関する苦情が寄せられています。

マナーを守らない一部の方の行いが、ご近所トラブルを引き起こす恐れがあります。

動物と人が快く共生するために、マナーを見直しましょう。

☎ 381-1094

【詳細】市民生活課生活衛生係



ふんは必ず持ち帰る

自宅敷地内で排せつを済ませるようにつけ、公共の場所や他人の家の前で排せつさせないようにしましょう。

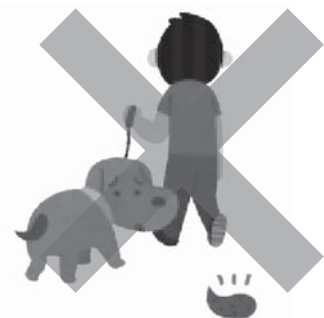
もし散歩中に排せつしてしまった場合は、ふんを自宅に持ち帰り、燃やせるごみに出

してください。

ふん尿を

片づけた後は、

ペットボトルなどの水で汚れや臭いを洗い流すこともお忘れなく。



放し飼いはやめましょう

飼い犬の首輪や鎖は定期的に点検し、必ず2m以内の鎖でつないで飼い、逃げ出さないようにしましょう。

犬の運動のため、公園などで引き綱を放している飼い主を見かけます。自分の犬はおとなしいから、小型犬だからと油断していませんか。

犬種や体の大きさに関わらず、飼い犬が人を噛んでしまう事件は発生しています。



散歩の際も、必ず2m以内の引き綱をつけましょう。伸縮性の引き綱は、2mを超えると伸びます。長く伸ばし過ぎてはいけません。

もし、飼い犬が他人にけがをさせてしまうと、飼い主は重大な責任を負う場合があります。



近隣に配慮

飼い犬の鳴き声や、においも近隣トラブルのもとです。

他人に吠えかからないようにしつけ、ふん尿の処理は欠かさず行って飼育場所を清潔に保ち、近所に迷惑をかけるないようにしましょう。





飼い主の義務です 狂犬病予防注射

4月から6月は法定実施期間です

狂犬病予防法では、飼い犬に対し1年に1回、予防注射が義務付けられています。飼い主の方は、動物病院または市の集合注射で必ず予防注射をしてください。

集合注射の詳しい日程・会場などは広報えべつ6月号でお知らせします。

対象／生後91日以上の子犬(室内犬含む)
注射料金／3,110円(注射済票交付手数料を含む)

市外で予防注射を受けた場合

注射済票が発行されませんので、必ず別途市内で注射済票の交付手続きが必要です。

注射済票交付に必要なもの

- ・予防注射を受けた証明書
- ・交付手数料 550円

交付場所／市民生活課生活衛生係または市内の動物病院

犬の登録・予防注射ができる 市内の動物病院 (住所・電話番号)

- 大麻3番通り動物病院
(大麻桜木町 23-1・☎ 388-1221)
- 大麻どうぶつ病院
(大麻栄町 9-1・☎ 386-1488)
- アニマル動物病院
(野幌屯田町 37-28・☎ 382-2008)
- 北島動物病院
(錦町 51-8・☎ 382-6670)
- 野幌南どうぶつ病院
(あさひが丘 13-17・☎ 381-3321)
- はら動物病院
(元江別 890-24・☎ 382-9390)
- リンクス動物病院
(弥生町 1-14・☎ 380-6110)
- 上江別動物病院
(上江別東町 9-1・☎ 381-1221)
- ゆめみの動物病院
(ゆめみ野南町 13-2・☎ 389-7230)
- ぱんだ動物病院
(上江別西町 38-4・☎ 381-8181)
- ノビ動物病院
(野幌町 8-18・☎ 375-6331)

門票



鑑札



登録すると、鑑札と門票が発行されます。門票は玄関に貼り、鑑札は、逃げ出したときに飼い主が分かるよう、首輪につけましょう。

飼い犬と転入した方へ
江別市に転入した際、すでに他市町村で犬の登録が済んでいる場合、飼い犬の転入手続きが必要です。市民生活課生活衛生係へ届出をしてください(無料)。
必要な物／他市町村での登録が確認できる物

また、鎖がつけられていない犬を見つけた時は、生活衛生係までご連絡ください。
〔詳細〕市民生活課生活衛生係
☎ 381-1094
江別保健所 ☎ 382-3823
江別警察署 ☎ 0110-0110



犬の登録をしましょう

犬を飼い始めたら、生後90日以内、もしくは飼い始めて30日以内に、登録しなければなりません。

登録を



登録変更があるとき
市内転居、飼い主の変更などがある場合や、飼い犬が亡くなったときは市民生活課生活衛生係までお電話ください。

犬が逃げたら

飼い犬がいなくなった場合は、すぐに市民生活衛生係・江別保健所・江別警察署へご連絡ください。

気をつけましょう 野生動物への干涉

野生動物は、厳しい自然の中で餌をとって生活しており、生きる力を維持するには、人間が干涉してはいけません。ケガや病気で弱っていても、それを捕食して命をつなぐ動物がいます。そっとしておいてください。

餌付けをされたり、ごみステーションや家庭菜園を荒らしたりして味を覚えると、まちに頻繁に出没します。周辺住民がフンや鳴き声の被害を受ける原因となるばかりか、生態系が乱れかねません。

野生動物への餌付けはやめ、ごみステーションや家庭菜園、ペットの餌場など、野生動物が寄り付く原因となる場所の管理を徹底しましょう。

〔詳細〕環境課自然環境担当 ☎ 381-1046



野良猫にエサを与えている方



野良猫に継続してエサを与えることは飼い主と同じ責任を負うこととなります。

飼い主になる責任を持ってないのであれば、無責任なエサやりはやめましょう。

また猫は室内で飼うようにしてください。